

社会福祉法人千里聖愛保育センター役員等報酬規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、社会福祉法人千里聖愛保育センター（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員並びに第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

第2条(報酬)

役員等が理事会・評議員会の出席、会計監査、法人が指定する研修会の出席その他法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 前項の報酬の額は、1日あたり5,000円を報酬の限度とする。
- 3 前項の規定により支払われる報酬は、所得税法別表第2に定める丙欄を適用して源泉徴収を行うものとする。

第3条(支給日)

役員等の報酬は、その勤務の都度支払うものとする。

第4条(改正)

この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人千里聖愛保育センター理事会の議決を経るものとする。

第2章 附則

- 1.この規程は、2017年4月1日から施行する。